

モビリティ向上委員会 会則

(名称)

第1条 この会の名称は、モビリティ向上委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 地域内の移動手段の多様性と利便性は、地域住民の生活だけでなく、地域外から新城市内へ来訪する観光客などにとっても、大変重要な機能である。その重要な機能を新城市にとってふさわしく、かつ、持続性高いものとしていくことを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 自転車競技などモビリティに対する市民の理解を深めるためのイベントやセミナー
- (2) 新城市のモビリティ向上に資する社会実験事業
- (3) その他、新城市のモビリティ向上に資する各種事業

(組織)

第4条 委員会は、当団体の上記の目的に共感する機関・団体の役職員及びその他関係者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員の範囲は別表に定める。

3 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

(役員を選出)

第5条 会長は、委員のうち一般社団法人新城市観光協会代表理事をもって充てる。

2 副会長及は委員の中から会長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 会長は委員会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長の事業を補佐するとともに事務局の長も兼ねる

3 会長に事故ある時は、会長が指名した副会長がその職務を代行する。

4 監事は委員会の会計を監査する。

(権限)

第7条 以下の事項を除いて、各種権限は会長または事務局長を兼務する副会長が有す。

- (1) 当団体の解散
- (2) 10,000 千円以上の借財
- (3) 団体構成員の不正行為やそれに準ずる行為に対する処置

なお、これらに該当しないもので、かつ、会長・副会長が協議を行う中で、委員の承諾が必要だと認める場合は別途、委員を含めて協議を行う。

(総会・役員会)

第8条 会長・副会長が協議し、開催の必要が認められた場合のみ実施する。なお、委員より別途、開催の要請があった場合は、開催要求事由を吟味し、実施の必要性を会長・副会長が認めた場合にのみ実施する。

(議決)

第10条 総会・役員会における会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。なお、議長は会長が行う。

(事務局)

第11条 委員会の事務及び会計を処理するため、事務局を一般社団法人新城市観光協会に置く。

2 一般社団法人新城市観光協会内に当団体の事務業務担当員を配置する。

3 モビリティ向上委員会から一般社団法人新城市観光協会における各種取引の正当性は事務局長を兼務する副会長が確認を行う。

(経費)

第13条 委員会の経費は、委託料、協賛金、参加料及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 委員会の会計年度は1月1日から12月31日までとする。

(附則)

この会則は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日を設立年月日とする。